

県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について

1 県出資等法人の名称等

名称 公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

代表者 理事長 村瀬 幸雄

所在地 〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番地1 電話番号 (058)277-1613

設立年月日 平成4年3月25日

ホームページアドレス <https://gifu-b.sakura.ne.jp>

2 担当課 警察本部 刑事部 組織犯罪対策課

3 資本金・基本金 913,000 千円(県出資割合 85.8 %)

4 事業内容

令和5年度事業費(予算額) 35,649 千円

- (1) 暴力団等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団等による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団等による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の講習を実施すること。
- (7) 法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務を助けること。
- (8) 暴力団員等による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援及び援助を行うこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
- (10) 暴力団情報の収集並びに暴力団対策に関する調査及び研究事業。
- (11) 暴力団等対策に関する功労者等の表彰事業。
- (12) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業。

5 財務状況

(1)貸借対照表の概要

(単位:千円)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
総資産	977,511	983,380	983,478
負債	10,646	11,200	10,845
純資産	966,865	972,180	972,633
利益剰余金	52,865	56,180	56,461

(2)損益計算書の概要

(単位:千円)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
総収入	45,083	45,765	45,169
経常損益	700	3,315	△77
当期損益	708	3,315	281
減価償却前当期損益	809	3,551	958

(3)法人による財務状況の公開ページへのリンク

<https://gifu-b.sakura.ne.jp>

6 法人への関与の状況

(1)公的支援

(単位:千円)

項目	R3年度	R4年度	R5年度	備考
① 補助金(助成金)	772	0	0	
② 利子補給金	0	0	0	
③ 税の減免額	0	0	0	
④ その他()	0	0	0	
合計	772	0	0	

(参考)委託料	2,388	2,785	3,082	
---------	-------	-------	-------	--

※R5年度は予算額

(2)その他

(単位:千円)

項目	R3年度	R4年度	R5年度	備考
① 損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	
② 債務保証契約に係る債務残高	0	0	0	
③ 貸付金残高	0	0	0	
④ 出資金	783,000	783,000	783,000	
合計	783,000	783,000	783,000	

※R5年度は予算額

7 役職員数の状況

項 目		R3年度	R4年度	R5年度	備 考
役 員	常 勤	2(0)	2(0)	2(0)	専務理事、理事兼事務局長
	非常勤	8(1)	8(1)	8(1)	理事長、理事5、監事2
職 員	常 勤	3(0)	3(0)	3(0)	相談委員2、事務職員
	非常勤	1(0)	1(0)	1(0)	事務職員
合 計		14(1)	14(1)	14(1)	

※()書きは、県職員の数で内数